

広島県告示第六百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十年八月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

三原市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・五・五二八号古城通糸崎線

三 事業施行期間

平成二十年八月七日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県三原市糸崎五丁目及び糸崎六丁目地内

使用の部分

なし